

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月28日			
北九州市長 武内 和久 様			
提出者			
住 所 北九州市八幡西区黒崎三丁目9番22号			
氏 名 株式会社 新 菱			
代表者 代表取締役 土山 正明			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 093-643-2777			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社 新菱(洞北地区内)		
事業場の所在地	北九州市八幡西区洞北町1番16号		
事業の種類	化学工業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	77t	全処理委託量	31t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	7.7t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	19.4t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	46t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	77.38t
		前年度	99.6t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェストシステムは、平成28年度より導入済み			
※事務処理欄			

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：廃酸)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 78.69t

自ら直接
再生利用した量

② 0t

自ら直接埋立処分した量

③ 0t

自ら中間処理
した量

④ 78.69t

④のうち熱回収
を行った量

⑤	0t
---	----

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 26.73t

自ら中間処理により減量した量

⑦ 51.96t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 26.73t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪	0t
---	----

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫	15.09t
---	--------

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

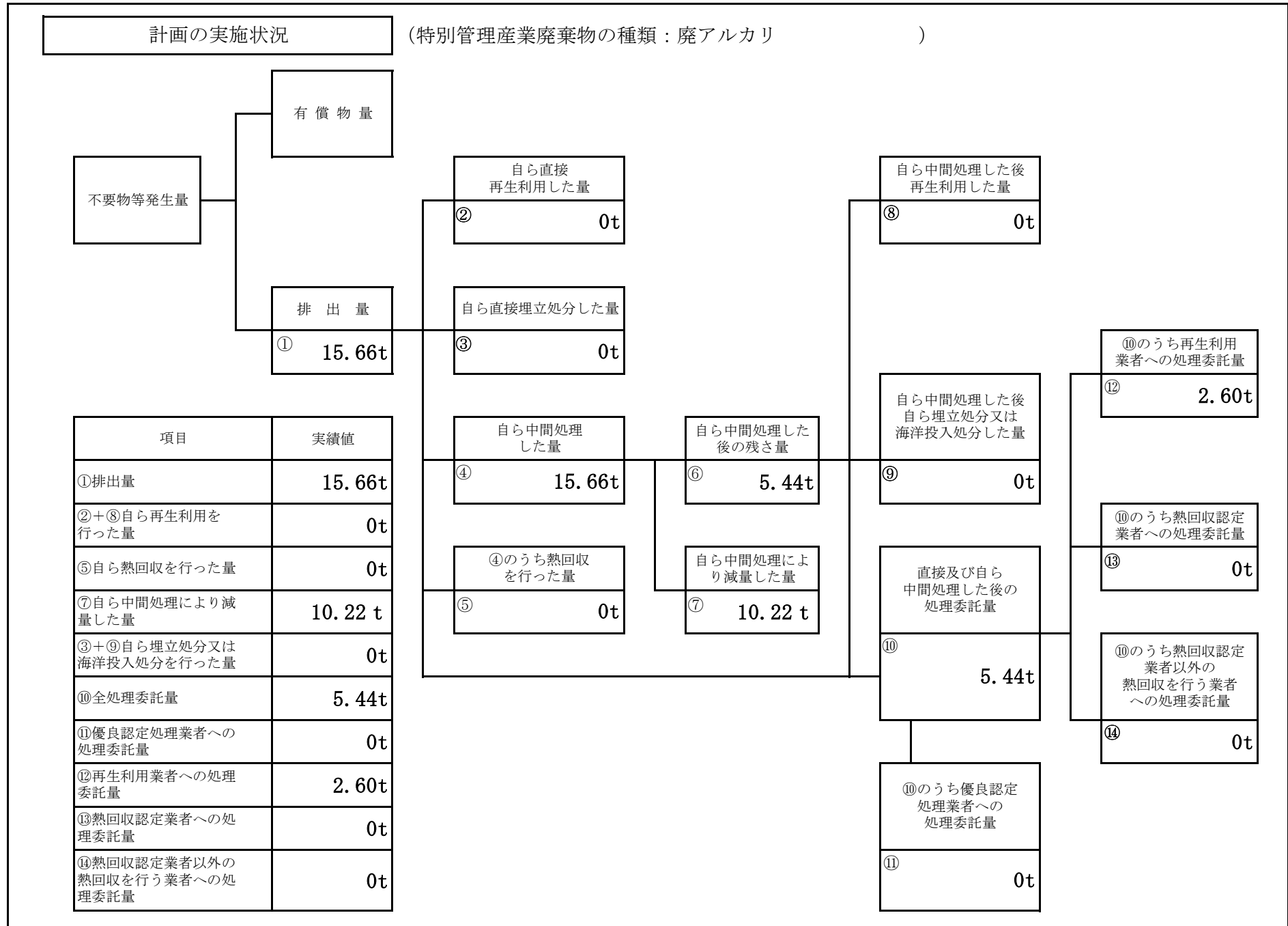
⑬	0t
---	----

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

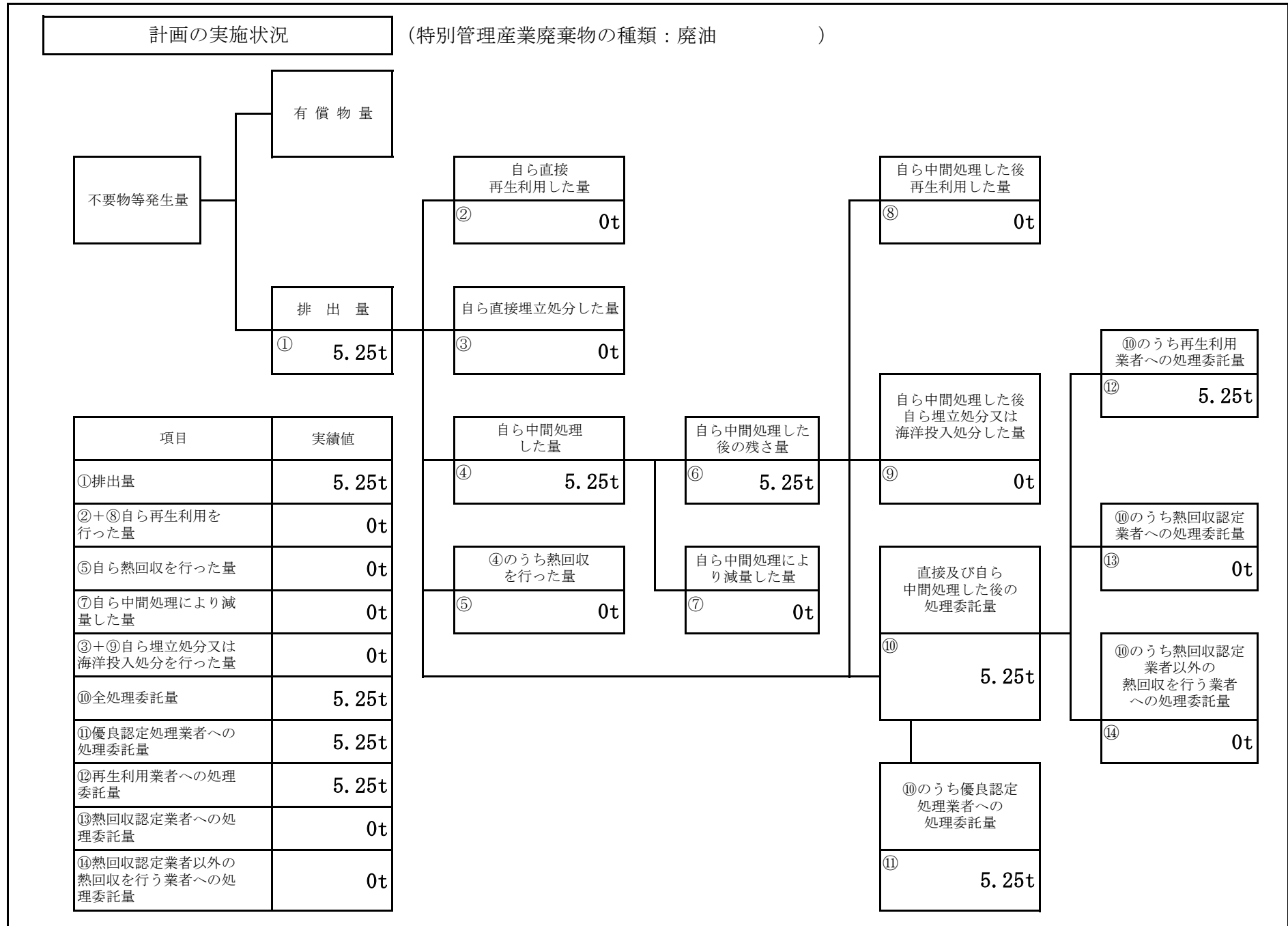
⑭	0t
---	----

項目	実績値
①排出量	78.69t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	51.96t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	26.73t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	15.09t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
北九州市長 武内 和久 様	
提出者	
住 所 北九州市八幡西区黒崎三丁目9番22号	
氏 名 株式会社 新 菱	
代表者 代表取締役 土山 正明	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 093-643-2777	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 新菱 (洞北地区内)
事業場の所在地	北九州市八幡西区洞北町1番16号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 255億/年 (令和5年度) (新菱全社)
③従業員数	170名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	図1 参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 特別管理産業廃棄物管理責任者統括：環境安全部長 特別管理産業廃棄物管理責任者：各部長 特別管理産業廃棄物排出責任者：室長、各工場長		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙1のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ① 薬液処理液の寿命延命、懸洗回数の見直しによる使用量削減 ② 廃酸（H2O2廃液）の無毒化、排水処理後下水道放流により産廃の削減	
②計画	【目標】別紙1のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度と同様の取組を実施する。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別強化のため、容器に産廃の種類表示の徹底	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 令和5年度と同様の取組を実施する。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ①自社（二島工場）での処理実施			
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ① 令和5年度と同様の取組を実施する。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ①北九州市優良業者への委託 ②処理後廃棄物の減量化及び再生利用依頼		

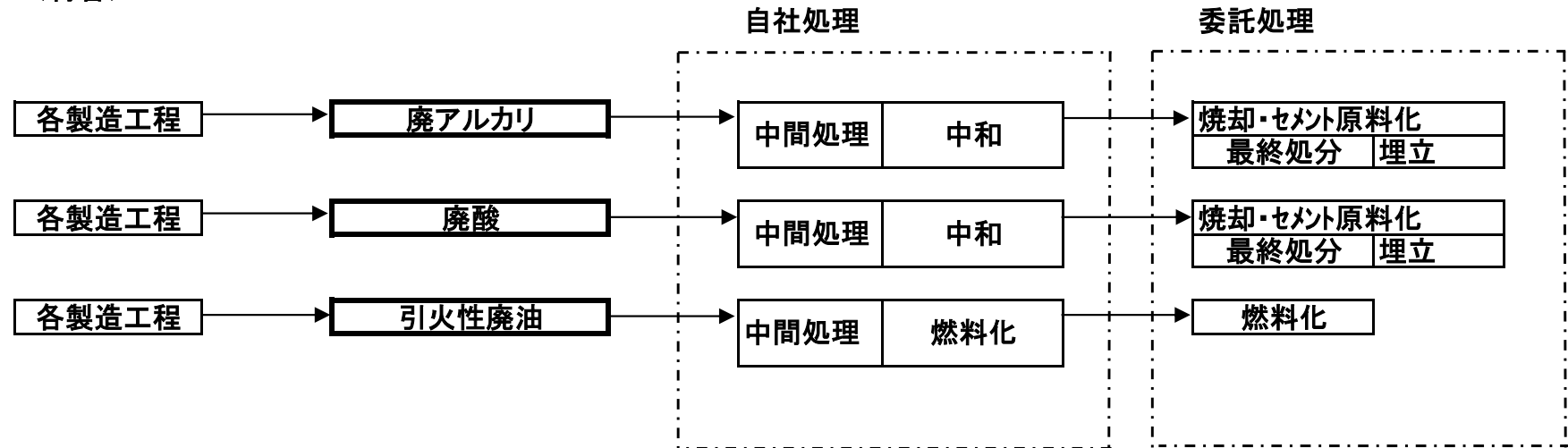
②計画	【目標】別紙１のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和５年度と同様の取組を実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	99.6 t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストは、平成２８年度より導入済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図-1

<特管>



別紙1

(現状) 令和5年度特別管理産業廃棄物排出及び処理状況

単位:t

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	合計
排出量	5.25	78.69	15.66	99.6
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	51.96	10.22	62.18
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
全処理委託量	5.25	26.73	5.44	37.42
優良認定処理業者への処理委託量	5.25	0	0	5.25
再生利用業者への処理委託量	5.25	15.09	2.6	22.94
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託処理量	0	0	0	0

(計画) 令和6年度特別管理産業廃棄物排出及び処理計画

単位:t

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	合計
排出量	6.3	94	23.6	123.9
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	61.92	15.58	77.5
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0
全処理委託量	6.3	32.08	8.03	46.41
※ 優良認定処理業者への処理委託量	6.3	0	0	6.3
再生利用業者への処理委託量	6.3	18.22	3.67	28.19
※ 認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託処理量	0	0	0	0

※:処理業者・熱回収業者がそれぞれ優良認定処理業者・認定熱回収業者に認定された場合は、
該認定業者に優先的に排出する事を考慮する。